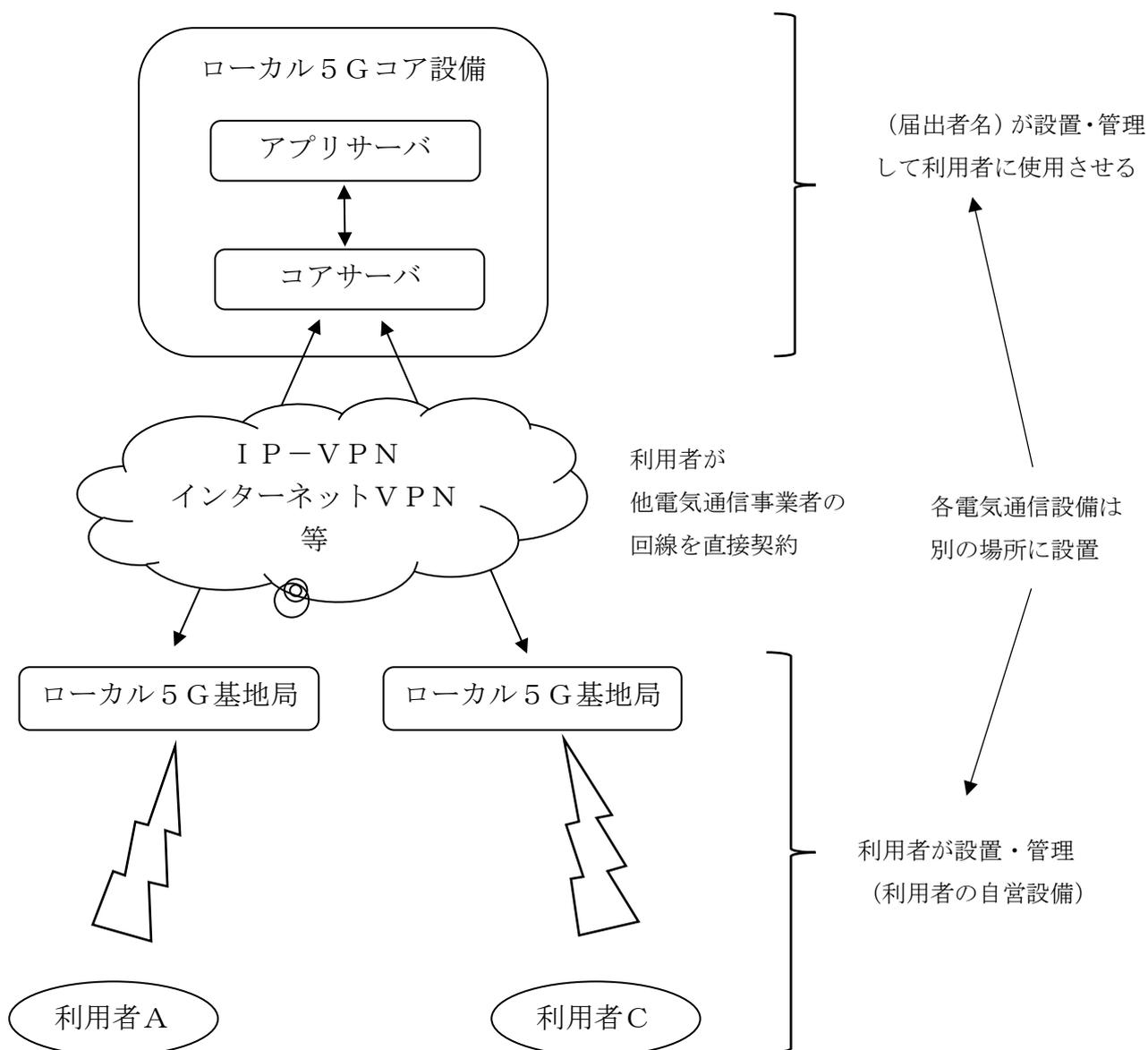


様式第3 (第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係)

ネットワーク構成図

【提供するサービス】 ローカル5Gのコア機能 (ローカル5G導入ガイドライン 事例3)



様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
		第五世代移動通信システムを使用するもの
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	ワイヤレス固定電話	
10	衛星移動通信サービス	
11	FMCサービス	
12	インターネット接続サービス	
13	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
14	DSLアクセスサービス	
15	FWAアクセスサービス	
16	CATVアクセスサービス	
17	携帯電話・PHSアクセスサービス	
18	三・九一四世代移動通信アクセスサービス	
19	第五世代移動通信アクセスサービス	
20	ローカル5Gサービス	
21	フレームリレーサービス	
22	ATM交換サービス	
23	公衆無線LANアクセスサービス	
24	BWAアクセスサービス	全国BWAアクセスサービス
		地域BWAアクセスサービス
		自営等BWAアクセスサービス
25	IP-VPNサービス	
26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス	
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの

	国際電気通信役務であるもの	
29	アンライセンスLPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	
	携帯電話に係るもの	
	PHSに係るもの	
	ローカル5Gサービスに係るもの	
33	ドメイン名電気通信役務	
	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの	
34	電報	
	受付及び配達の仕事を行う場合	
	受付及び配達の仕事を行わない場合	
35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	○ (ローカル5G のコア機能)

様式第8 (第9条第1項、第60条の2関係)

電気通信事業届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
住 所 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

(ふりがな) そうむ
氏 名 株式会社 総務
そうむ たろう
代表取締役 総務 太郎

法人番号 (13桁)

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

担当部署名

〇〇課

電気通信事業法第16条第1項 (第165条第1項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス

〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は 国内における代理人の氏名	日本法人は記載不要です。
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス	

3 業務区域

(1) 提供区域

全国

都道府県単位で記載してください。
全国を提供区域とする場合は、「全国」と記載してください。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

自ら電気通信回線設備を設置しない事業者は記載不要です。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所
自ら電気通信回線設備を設置しない事業者は記載不要です。	

4 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類
自ら電気通信回線設備を設置しない事業者は記載不要です。	

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	
自ら電気通信回線設備を設置しない事業者は記載不要です。		

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類
自ら電気通信回線設備を設置しない事業者は記載不要です。	

5 事業開始予定年月日

△△年△△月△△日